

仕 様 書

建設局土木管理部河川整備課
(担当: 堤、山根 電話 222-3591)

件 名	(単価契約) 産業廃棄物収集運搬 (洛南排水機場他9件)
契約期間	契約日の翌日から令和9年3月31日まで
契約条件	<p>支払方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 収集運搬毎に、契約単価に重量 (1 kg未満切捨て) を乗じた金額を支払うものとする。算出された金額は、少数点以下切捨てとする。・ 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に受注者に当該請求額を支払うものとする。 <p>詳細は、別添「産業廃棄物収集運搬仕様書 (洛南排水機場他9件)」のとおり。</p> <p>(※)「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を仕様書内では、「ガラスくず」と表記する。</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、担当課の指示に従うこと。

(単価契約) 産業廃棄物収集運搬仕様書 (洛南排水機場他 9 件)

1 業務内容

発注者は受注者に本業務を委託し、受注者は本業務の目的を理解して誠実に業務を遂行する。なお本業務とは、本市建設局が管理する排水機場（ポンプ場）に流着した塵芥等を産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に従い、収集運搬を行い、河川整備課が指定する処分業者（以下「処分業者」という。）に搬入・荷降ろしを行うことをいう。

2 契約期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日

3 予定数量

35,000kg

4 運搬車両

コンテナ車又はダンプトラック（積載荷重 2 トン以上）
ただし、小栗栖排水機場の利用車は 4 トン車以下とする。

5 業務場所

収集及び搬入・荷降ろし場所は以下の通りとする。

(1) 収集

別紙のとおり

(2) 搬入、荷降ろし

株式会社HIRAYAMA 京都市伏見区深草神明講谷町 2 9 番地

6 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「収集運搬業の許可」とは、廃棄物処理法第 1 4 条第 1 項に定める許可で、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類が含まれているものをいう。
- (2) 「塵芥等」とは、本市建設局が管理する排水機場（ポンプ場）に流着した塵芥等（汚泥（汚泥が付着した草、水草等を含む）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類）をいう。
- (3) 「排水機場（ポンプ場）等」とは、別紙の 10 排水機場（ポンプ場）をい

う。

7 業務受注者の資格条件等

本業務を受注しようとする者は、収集運搬業の許可を京都府又は京都市から受けていること。

8 業務要領

- (1) 収集運搬車に積み込む際は、必要に応じてホイールローダー等を用い積み込みを行うこと。なお、積み込み時には、できる限り異なる塵芥内容の混合はさけること。
- (2) 積み込みは、本市職員と処分業者の立会いを受けて行うこと。
- (3) 収集運搬車への積込は原則、発注者は行わず受注者のみで行うものとする。このため、受注者は必要に応じて複数名の作業者を準備すること。
- (4) 廃棄物の計量は、処分業者の検定証または基準適合証のある計量器にて行うこと。
- (5) 本業務に必要な機材等は必要に応じて受注者にて用意すること。排水機場（ポンプ場）の吊上設備等を使用する場合は、許可を得たうえで、使用すること。
吊上設備の使用にあたっては、資格者が使用前点検及び操作を行うこと。
- (6) 収集運搬を行う日は、発注者が指示のうえ、発注者受注者協議による。
- (7) 収集運搬を行う時間帯は、原則として午前9時30分から午後5時までとし、当日の午後5時までに処分業者の処分場へ搬入すること。
- (8) 収集運搬にあたっては、第三者への安全に十分注意すること。又、輸送中に散乱しないようにすること。
- (9) 塵芥等の中に収集運搬業の許可以外の廃棄物が含まれている場合は、積み込みを行わないこと。
- (10) 排水機場（ポンプ場）の設備に損傷を与えた場合は、報告のうえ、原状に復旧すること。
- (11) 資格を要する作業を行う場合は、必ず有資格者が行うこと。
- (12) 搬出後、収集か所周辺を清掃のうえ、退場すること。

9 資格要件等の確認

受注者は契約時に、京都府又は京都市から受けた収集運搬業の許可証の写しを発注者に提出すること。

10 立入検査

受注者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受注者の敷地内及びその他必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、受注者はこれを拒むことができない。

1 1 報告・提出書類

- (1) 当該産業廃棄物が適切に収集運搬されていることを証明するため、本市職員が発行した産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、定められた期限内に返却すること。電子マニフェストでの対応を推奨する。
- (2) 収集運搬ごとに、契約単価に重量を乗じた金額の見積書及び請求書、完了届を提出すること。
- (3) その他必要な書類については、発注者の指示に従うこと。

1 2 本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、発注者は一切の責任を負わない。

1 3 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

1 4 権利・義務の譲渡の禁止

受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

1 5 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、すべて受注者の負担とする。

1 6 守秘義務

受注者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1 7 その他特記事項

- (1) 本業務の特徴は、浸水防除のための排水機場（ポンプ場）に流着した塵芥等に係るものであり、気象・水象及びダム等の放流量によって予定数量が大きく影響を受けるため、発注者は予定数量を保証しない。
- (2) 本業務には、本市職員が業務の関係で処理した塵芥等も含む。
- (3) 落札業者は、本契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。

- (4) その他、契約書及び仕様書に記載なき事項については、発注者受注者協議による。

産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合	
受注者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

(別紙)

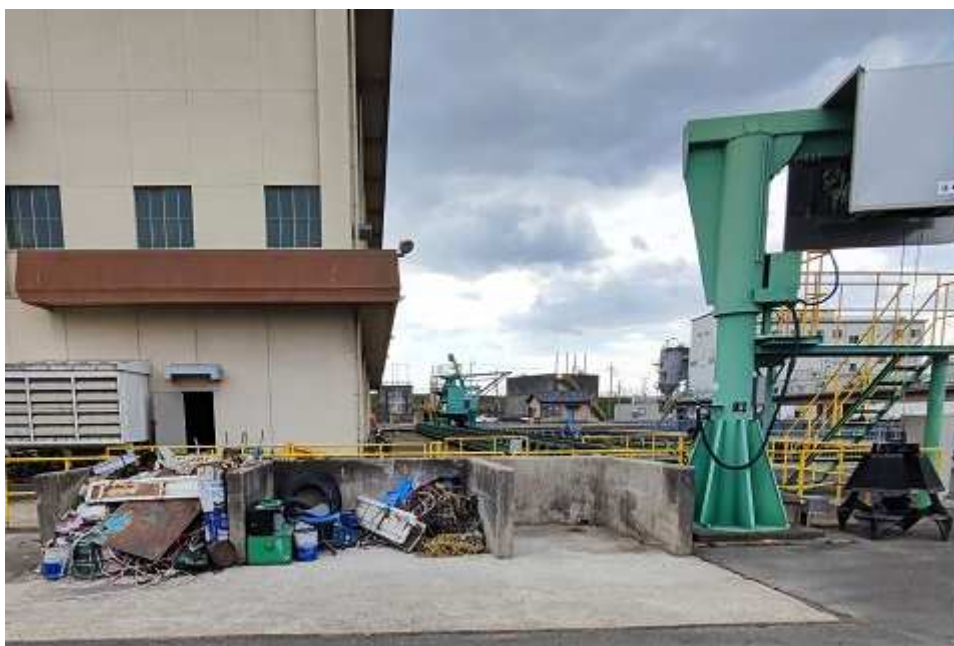
単位 (kg)

機場名	住所	収集場所	予定数量
洛南排水機場	京都市伏見区横大路千両松町	塵芥ピット1か所、 平積み1か所	22,000
西羽束師排水機場	京都市伏見区淀樋爪町	塵芥ピット2か所	6,000
小栗栖排水機場	京都市伏見区石田川向	平積み1か所	1,000
泰長老排水機場	京都市伏見区桃山町泰長老	平積み1か所	0
三栖排水機場	京都市伏見区葎島金井戸町	平積み1か所	0
淀排水機場	京都市伏見区淀木津町	平積み1か所	0
新美豆排水機場	京都市伏見区淀美豆町	塵芥ピット1か所	1,000
納所排水機場	京都市伏見区納所北城堀	塵芥ピット1か所	2,000
新川排水機場	京都市南区久世上久世町	塵芥ピット1か所	1,000
洲崎排水機場	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町	塵芥ピット1か所	2,000
		合計	35,000

(注) 本業務の特徴は浸水防除のための排水機場（ポンプ場）に流着した塵芥等に係るものであり、気象・水象及びダム放流量によって予定数量が大きく影響を受けるため、本市は、上記予定数量を保証するものではない。収集運搬を行う日は、発注者が指示のうえ受注者と協議して決定する。

塵芥状況の一例

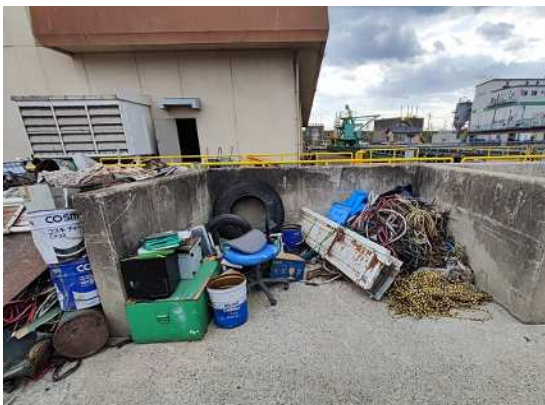
(洛南排水機場ピット写真)



(洛南排水機場、塵芥状況 1)



(洛南排水機場 塵芥状況 2)



(洛南排水機場塵芥状況 3)



(新川排水機場 塵芥状況)

